

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 秋田県秋田市新屋島木町1番82-2号

氏名 豊興産株式会社
代表取締役 石黒 望

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田市長 穂積 志



許可の年月日 平成25年12月5日

許可の有効年月日 平成30年12月4日

1. 事業の範囲

種類	取扱	特記事項	種類	取扱	特記事項
燃え殻	○		金属くず	◎	
汚泥	○		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず※	◎	
廃油	○		銹さい	○	
廃酸	○		がれき類	○	
廃アルカリ	◎		動物のふん尿	×	
廃プラスチック類	○		動物の死体	×	
紙くず	○		ばいじん	○	
木くず	○		政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	×	
繊維くず	○		自動車等破砕物	×	
動植物性残さ	○		石綿含有産業廃棄物	×	
動物系固形不要物	×		水銀使用製品産業廃棄物	◎	
ゴムくず	○		水銀含有ばいじん等	◎	

以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物であるものを除く。

〔備考〕・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。

・※コンクリートくずにあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設区分	施設所在地	産業廃棄物の種類	保管施設面積	保管量上限	保管高さ
積替・保管施設	秋田県秋田市新屋町字関町後 232番1	廃アルカリ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	11.57㎡	31.25㎡	—

〔備考〕・「保管高さ」は、処理基準により認められている保管方法における保管最高点を示す。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
(裏面のとおり)5. 積替え許可の有無 有・無[?]
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)
市名 許可番号6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・**無**

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(許可の更新又は変更の状況)

更新許可年月日：平成10年11月24日

更新許可年月日：平成15年12月5日

更新許可年月日：平成20年12月5日

更新許可年月日：平成25年12月5日

許可証書換年月日：平成29年10月1日

水銀使用製品産業廃棄物等の記載内容追加による
許可証書換え

許可証書換年月日：平成29年10月17日

本店所在地の変更による許可証書換え